

日本医学放射線学会医学物理士業績評価実施要綱

昭和63年3月1日施行

| | |
|-------|------------|
| 第1回改正 | 平成1年3月1日 |
| 第2回改正 | 平成4年3月1日 |
| 第3回改正 | 平成5年3月1日 |
| 第4回改正 | 平成8年4月1日 |
| 第5回改正 | 平成16年2月27日 |

1. 適用範囲

本要綱は、日本医学放射線学会（以下、学会という）により認定された医学物理士に対し、学会が日本医学放射線学会医学物理士認定制度規定（以下、認定規定という）第10条に定める業績評価を実施する場合に適用する。

2. 業績評価の方法

- (1) 業績評価に関する業務は、認定規定第8条(6)の規定により、日本医学放射線学会医学物理士認定委員会（以下、委員会という）が行う。
- (2) 業績評価の実施について必要な事項は、日本医放会誌に公示するものとする。
- (3) 業績評価は、別表「日本医学放射線学会医学物理士更新単位取得制度単位数」（以下、別表という）による取得単位の合計により行う。
- (4) 医学物理士に認定された者は、学会の指定する単位取得申請書を用い、自己の取得単位及びその内容を申告しなければならない。
- (5) 委員会は、申告内容を査定の上、集計を行い、最終結果を日本医放会誌に発表する。また、申告した本人には、委員会の査定した各人の取得単位を知らせるものとする。

3. 査定結果に対する異議申し立て

委員会の査定した単位数に関して異議のある場合には、委員会へ異議申し立てをすることができる。異議申し立ては、書面にて日本医学放射線学会事務局へ提出するものとする。

4. 別表の運用

- (1) 別表の学術論文に関し、プロシ・ディングスを論文とするか報文集とするかは、申告ごとに委員会で審査する。
- (2) 報文集とは、印刷刷り上がりB5版1頁以上のものを原則とする。いわゆる学誌に掲載される抄録・アブストラクトは含まない。学術集会の要旨集のなかには、報文集としての要件を満たすものがあるが、それに関しては申告ごとに委員会で審査する。
- (3) 学術集会の種類について、別表に具体的記載の無いものは、申告ごとに委員会で審査する。
- (4) 学術集会の単位数は、参加単位数に発表の回数だけ記載の単位数を加算するものとする。不参加の共同演者は「共同演者」の単位数のみとなる。
- (5) 学術集会での講師とは、シンポジスト・パネリストを含む。